

令和8年2月定例会

教育警察常任委員会説明資料
(後議・付託議案関係)

教育警察常任委員会
(警察本部)

令和8年度当初予算県議会説明資料

議案第46号 (令和8年度熊本県一般会計予算)

歳出
【警察費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
297	公安委員会費	12,158	12,129	29				12,158	公安委員会の運営に必要な経費 <u>12,158</u> 1 委員報酬 <u>9,852</u> 公安委員報酬(5人) 2 委員会運営費 <u>2,306</u> 公安委員の活動に要する経費
297 ～ 299	警察本部費	36,560,170	34,865,131	1,695,039	13,944		407,953	36,138,273	職員設置等に必要な経費 <u>36,560,170</u> 1 職員給与費 <u>31,386,018</u> (1) 警察本部職員給与 <u>31,380,258</u> 警察職員の給与費 (2) 機動隊超過勤務手当 <u>5,760</u> 機動隊員の警備出動に係る時間外勤務手当 2 退職手当 <u>1,594,549</u> 警察職員退職手当 3 警察一般管理費 <u>2,923,803</u> (1) 警察業務デジタル化・高度化推進事業 <u>432,640</u> 事務処理の自動化、刑事手続きIT化等DXの推進に要する経費 (2) 総・警務企画調査費 <u>105,122</u> 警察署協議会の運営、職員の赴任旅費、採用業務等に要する経費 (3) 被服費 <u>172,067</u> 警察官制服等の整備に要する経費 (4) 会計年度任用職員雇用事業 <u>693,294</u> 会計年度任用職員の雇用に要する経費

【警察費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
297 ～ 299	警察本部費								(5) 監察企画調査費 1,531 訴訟対応等に要する経費 (6) 警察業務管理基本経費 71,112 消耗品・印刷製本費や当直用寝具リース等、警察運 営に要する経費 (7) 庁舎管理運営費 398,986 庁舎光熱水費、交番・駐在所等の土地建物賃借料 等、庁舎の維持管理に要する経費 (8) 警察職員等福利厚生関係経費 60,726 職員の健康管理、公務災害補償、殉難警察職員慰霊 祭等に要する経費 (9) 警察情報ネットワーク運営費 955,470 警察情報の適正管理、警察WANシステム等の維持 管理に要する経費 (10) 警察広報推進費 3,891 警察活動の広報、県警音楽隊の運用等に要する経費 (11) 文書情報管理費 28,964 行政文書の管理、文書送送等に要する経費 4 児童手当 655,800 警察職員児童手当
299 ～ 300	装 備 費	527,204	479,012	48,192	106,882		5,022	415,300	装備資機材の整備、車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理に 必要な経費 <u>527,204</u> 1 警察装備品維持管理費 <u>527,204</u> (1) 警察装備品維持管理費 367,958 警察用車両、装備資機材の維持管理等に要する経費 (2) ヘリコプター維持管理費 159,246 警察用航空機の維持管理等に要する経費

【警察費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
300 ～ 301	警察施設費	2,765,812	3,014,524	-248,712	16,773	1,395,000	83,128	1,270,911	警察施設の整備及び維持管理に必要な経費 2,765,812 1 警察施設維持費 1,597,684 警察施設の修繕、設備等保守委託等に要する経費 ・警察施設の法定点検、修繕経費等 237,578 ・警察施設及び設備の保守管理経費等 1,360,106 2 警察施設整備費 1,168,128 (1) 多良木警察署整備事業 97,465 多良木警察署庁舎の新築工事等に要する経費 (2) 花畑交番整備事業 117,691 花畑交番新築・解体工事等に要する経費 (3) 交番・駐在所機能強化推進事業 139,246 交番・駐在所の機能強化に向けた整備・改修等に要する経費 (4) 運転免許センター設備等更新事業 248,087 運転免許センターの中央監視システム更新工事に要する経費 (5) 警察施設整備事業 565,639 ・警察施設の整備、改修等に要する経費 497,534 空調設備改修(玉名署等) 待機宿舍改修(大津署待機宿舍)等 ・職員用宿舍の借上に要する経費 62,640 ・未利用地の売却促進、有効活用等に要する経費 5,465
301	運転免許費	903,573	958,151	-54,578		19,000	878,228	6,345	運転免許業務に必要な経費 903,573 1 自動車運転免許費 903,573 (1) 運転免許企画調査費 681,741 ・運転免許関係事務委託、技能試験車の整備・維持 管理、消耗品購入等に要する経費 487,565 ・機器リース、維持管理等に要する経費、警察庁共通 基盤に要する経費、モバイル端末等に要する経費 194,176 (2) 運転免許講習費 221,832 更新時講習、原付講習等の各種事務委託に要する経費
301	恩給及び 退職年金費	8,820	14,808	-5,988				8,820	退職警察職員の恩給等 8,820 恩給及び退職年金費 恩給法に基づく退職警察職員等に対する恩給、扶助料

【警察費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
302 ～ 303	警察活動費	5,519,683	5,698,245	-178,562	507,663	984,000	520,965	3,507,055	一般警察、総合治安対策、生活安全警察、地域警察、刑事警察、 交通警察の運営等に必要経費 5,519,683
									1 一般警察運営費 933,787 (1) 犯罪被害者支援活動の推進 9,733 犯罪被害者等の精神的被害の回復、二次的被害の防止、 経済的負担の軽減等に要する経費 (2) 留置管理費 65,365 被留置者食糧費、留置施設視察委員報酬等、留置施設の 運用に要する経費 (3) 警察活動基本経費 825,048 活動旅費、電話回線料、車両等備品整備費等、警察活動 に要する経費 (4) 警察教養費 33,641 警察学校入校等に伴う経費、柔道・剣道等術科訓練経費 等、職員の能力向上に要する経費 2 総合治安対策費 171,186 (1) 電話で『お金』詐欺被害防止のための総合対策事業 64,450 電話で『お金』詐欺コールセンターの設置やワルモン対策隊、 防犯アプリ開発等被害防止活動に要する経費 (2) 外国人材の受入れ・共生に寄与する総合対策事業 12,002 通訳・翻訳体制の充実、来日外国人の安全対策等、外国人 の受入れ・共生に向けた治安対策に要する経費 (3) 「子ども」と「高齢者」を守る安全・安心実現事業 58,376 犯罪や交通事故抑止のため、高齢者宅等の個別訪問、子供 見守り活動等を行う「見守り・訪問隊」の運用に要する経費 (4) 災害対応等のための危機管理対策費 36,358 大規模災害や各種テロ等緊急事態の発生に備えた資機材 整備等に要する経費

【警察費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
302 ～ 303	警察活動費								3 生活安全警察運営費 <u>186,396</u> (1) サイバー犯罪対策の推進 <u>61,788</u> サイバー犯罪の取締りに向けた捜査員の技術・解析能力向上、 捜査資機材の整備等、サイバー犯罪対策に要する経費 (2) ストーカー・DV等人身安全対策の推進 <u>4,093</u> 被害者等の安全確保、加害者の検挙、カウンセリング等、 ストーカー・DV等人身安全対策に要する経費 (3) 犯罪抑止・少年保護対策費 <u>80,040</u> 熊本県警察街頭防犯カメラシステムに要する経費、防犯ボランティ ア支援事業、ゆっぴー安心メールの運用等防犯対策に要する経費 (4) 生活安全関係許可等事務費 <u>39,899</u> 風俗・古物・質屋営業、警備業等の許可等事務に要する経費 (5) 不法投棄防止対策費 <u>576</u> 廃棄物対策用資機材整備等、環境事犯対策に要する経費 4 地域警察運営費 <u>359,452</u> (1) 地域企画調査費 <u>80,745</u> 駐在所等協力家族への報償、山岳遭難救助用資機材整備等、 地域警察の運営に要する経費 (2) 迅速・的確な初動警察活動の推進 <u>278,707</u> 通信指令システムのリース等、110番センターの運用に要する経費

【警察費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明		
					特定財源			一般財源			
					国支出金	地方債	その他				
302 ～ 303	警察活動費								5 刑事警察運営費 <u>545,615</u> (1) 県民生活を脅かす犯罪の取締り 216,988 ・重要凶悪事件、窃盗事件等、捜査活動に要する経費 39,658 ・泰刀団の襲撃に円りに徹底検挙、排外活動、熊本 県 暴力追放運動推進センターの運営等に要する経費 22,692 ・捜査支援システムの維持管理等、捜査基盤の強化に 要する経費 154,638 (2) 刑事企画調査費 149,860 取調べや捜査の適正化、証拠品管理、刑事関係シ ステムの運用等、刑事警察の運営に要する経費 (3) 犯罪鑑識費 102,625 鑑識用資機材整備、維持管理、鑑識関係システム等、犯罪 鑑識に要する経費 (4) 犯罪科学捜査活動の充実 76,142 DNA型鑑定や薬物鑑定資機材の維持管理等、科学捜査 の高度化に要する経費		
									6 交通警察運営費 <u>1,104,320</u> (1) 交通の安全と円滑の確保 758,741 ・交通安全教育等、交通事故防止対策等に要する経費 14,191 ・指導取締り、事故捜査用資機材整備等に要する経費 51,037 ・放置車両確認事務委託等、駐車対策に要する経費 68,747 ・信号機電気料等、交通規制の運用に要する経費 624,766 (2) 交通関係許可等事務費 345,579 安全運転管理者講習、自動車保管場所調査、道路使 用許可調査委託等、許可等事務に要する経費		
										7 交通安全施設費 <u>2,218,927</u> 交通安全施設等整備費 渋滞対策、信号機の新設・改良、道路標識の新設・更新、 道路標示等の整備に要する経費	
		合 計		46,297,420	45,042,000	1,255,420	645,262	2,398,000	1,895,296	41,358,862	

【災害復旧費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
345	警察施設 災害復旧費	14,112	71,574	-57,462		14,000		112	<p><u>警察車両の災害復旧に必要な経費</u> 14,112</p> <p>警察車両災害復旧費 令和7年8月豪雨で被災した小型警ら車3台の購入に要する経費</p>

【警察費及び災害復旧費】

(単位：千円)

	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	説明
				特定財源				
				国支出金	地方債	その他		
警察本部合計	46,311,532	45,113,574	1,197,958	645,262	2,412,000	1,895,296	41,358,974	

債務負担行為

【設定】

(単位:千円)

議案頁数	事 項	期 間	限 度 額	説 明
398	警察関係業務	令和9年度	1,847,299	○ 多良木警察署新築工事

第 91 号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3, 114人」を「3, 121人」に、「1, 814人」を「1, 819人」に、「949人」を「951人」に、「3, 535人」を「3, 542人」に改め、同条第2項中「3, 114人」を「3, 121人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部改正により地方警察職員の定員の基準が改められることに伴い、熊本県警察の職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部改正により地方警察職員の定員の基準が改められることに伴い、熊本県警察の職員の定数を改める必要がある。

3 内容

- (1) 熊本県警察の職員の定数を次表のとおり改める。（第2条関係）
（単位：人）

区 分	現 在	改正後
警察官	3, 1 1 4	3, 1 2 1
警視	1 1 4	1 1 4
警部	2 3 7	2 3 7
警部補（巡査部長を含む。）	1, 8 1 4	1, 8 1 9
巡査	9 4 9	9 5 1
警察官以外の職員	4 2 1	4 2 1
計	3, 5 3 5	3, 5 4 2

- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県警察職員定数条例（昭和 29 年熊本県条例第 33 号）新旧対照表

旧	新
<p>(定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>警察官 <u>3,114 人</u></p> <p>警視 114 人</p> <p>警部 237 人</p> <p>警部補(巡査部長を含む。) <u>1,814 人</u></p> <p>巡査 <u>949 人</u></p> <p>警察官以外の職員 421 人</p> <p>計 <u>3,535 人</u></p> <p>2 前項の警察官 <u>3,114 人</u>の定数のうち 67 人は、主として道路における交通の安全と円滑に係る指導取締りに関する事務又は少年の補導及び非行の防止に関する事務に従事する警察官の定数とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>警察官 <u>3,121 人</u></p> <p>警視 114 人</p> <p>警部 237 人</p> <p>警部補(巡査部長を含む。) <u>1,819 人</u></p> <p>巡査 <u>951 人</u></p> <p>警察官以外の職員 421 人</p> <p>計 <u>3,542 人</u></p> <p>2 前項の警察官 <u>3,121 人</u>の定数のうち 67 人は、主として道路における交通の安全と円滑に係る指導取締りに関する事務又は少年の補導及び非行の防止に関する事務に従事する警察官の定数とする。</p> <p>3 (略)</p>

第 92 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第15号作業の項を次のように改める。

第15号作業	夜間特殊業務作業（正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下この項において同じ。）において行われる業務に従事する作業をいう。）	その勤務時間が夜間の全部を含む勤務である場合 1回につき 1,100円 その勤務時間が夜間の一部を含む勤務である場合 1回につき 730円（夜間における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、410円）
--------	---	---

別表に次のように加える。

第29号作業	海外犯罪情報収集作業（日本国外における犯罪の捜査に関する情報収集業務で人事委員会の定めるものをいう。）	1日につき 1,100円
--------	---	--------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察職員の特殊勤務手当の額等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

警察職員の特殊勤務手当の額等を見直す必要がある。

3 内容

- (1) 夜間特殊業務作業に係る手当の額を、当該作業に係る勤務1回当たりの夜間の勤務時間に応じた額に改定する。（別表関係）
- (2) 日本国外における犯罪の捜査に関する情報収集業務で人事委員会の定めるものに従事したときは、海外犯罪情報収集作業に係る手当を支給する。（別表関係）
- (3) この条例は、令和8年4月1日から施行する。

熊本市警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 29 年熊本市条例第 41 号）新旧対照表

旧			新		
別表(第 2 条—第 4 条関係)			別表(第 2 条—第 4 条関係)		
特殊作業の種類	特殊作業の内容	手当の額	特殊作業の種類	特殊作業の内容	手当の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 15 号作業	夜間特殊業務作業(正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間(午後 10 時から翌日の午前 5 時までをいう_____。)において行われる業務に従事する作業をいう。)	1 回につき 730 円	第 15 号作業	夜間特殊業務作業(正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間(午後 10 時から翌日の午前 5 時までをいう。以下この項において同じ。)において行われる業務に従事する作業をいう。)	<u>その勤務時間が夜間の全部を含む勤務である場合 1 回につき 1,100 円</u> <u>その勤務時間が夜間の一部を含む勤務である場合 1 回につき 730 円 (夜間における勤務時間が 2 時間に満たない場合にあつては、410 円)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	第 29 号作業	<u>海外犯罪情報収集作業 (日本国外における犯罪の捜査に関する情報収集業務で人事委員会の定めるものをいう。)</u>	1 日につき 1,100 円

第 93 号

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例
の制定について

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例を次
のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例
熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例（平成13年熊本県条例第
62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,350円」を「1,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料につい
て適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県運転免許センター運転免許試験コースの施設及び設備使用料の算定に係る経費単
価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

熊本県運転免許センター運転免許試験コースの施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

3 内容

- (1) 使用料の額を改定する。（第2条関係）
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- (3) 所要の経過措置を定める。（附則第2項関係）

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例(平成13年熊本県条例第62号)新旧対照表

旧	新
<p>(使用料)</p> <p>第2条 コースの利用者は、使用時間50分までごとに<u>1,350円</u>を使用料として納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 コースの利用者は、使用時間50分までごとに<u>1,500円</u>を使用料として納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>